

Zum Rechtsschutz bei internationalen Mediendelikten

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17877

国際的なメディアによる不法行為にさいしての権利保護

ペーター・ゴットヴァルト
訳 遠 藤 功
楠 根 重 和

I 現代の情報社会

現代のメディア、すなわち、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、ファックス、インターネットは、情報を瞬時にして世界中に伝達することが可能である。これにより同時に個人が扱う情報量が増え、情報社会とも言える状況になっている。この、情報がありあまるほど豊富に存在する状態は、今日的な世界の知識を伝達することや、世界中の至る所で商取引を可能とするので、一方においては祝福すべきことであるが、他方においては、誤った情報提供、名誉毀損、人格権侵害、著作権の侵害、不等競争などを全世界にわたって起こすことができる。関係者にとって、不法行為に対して効果的な権利保護を確保できるか、そして、それはどのような方法で可能となるか、さらに、必要ならば予防的な防御請求を適切な形で有効に取ることができるか、という問題が生じる。

問題点を3つの実例で明らかにしたい。

〔実例1〕 名誉を傷つけたり、企業間の競争を妨害する内容を持つ手紙が、ファックスやE-Mailで送られてきた場合には、事態は比較的単純である。このケースでは発信場所が行為地であり、受信地が結果発生地である。事態がより難しくなるのは、E-Mail情報が大量に発送される場合である。たとえば、E-Mail情報サービスやE-Mailジャーナルの定期購読者に発送されたり、あるいはホームページに情報が置かれて、世界中のだれもが閲覧できる場合である。被害者はこのような場合、どこで裁判所に訴えて権利を請求

できるであろうか*1。

〔実例2〕第2の実例としては、das EuGH*2の Fiona Shevill 事例が役に立つだろう。フランスの大衆紙“France Soir”がフランス警察の麻薬取締に関する記事を発表した。私設通貨交換所がマネー・ロンダリングをしているのではないかという疑いがもたれた。そのような交換所の一つに従業員として働くイギリス女性の Fiona Shevill がとりわけその記事で言及された。この女性は、組織犯罪と自己とが関連づけられたことで、名誉を毀損されたと考え、イギリスに戻ると、ロンドンの高等裁判所で、名誉毀損を理由に損害賠償の請求の訴えを提起した。訴えられた新聞社 Press Alliance S.A. は、非難された記事の不正確さを認めた。争点となったのは Fiona Shevill がイギリスで損害賠償を請求する事が実際にできるかどうか、および、慰謝料の金額はどれだけを請求できるのか、であった。

〔実例3〕ドイツのコンサート代理店が会社の名前として c.c. を使った。そして催物のチケットをインターネットでも販売した。アメリカのインターネット・ホームページのプロバイダーが、インターネットのいわゆる“ドメイン・名”を確保しておいた。その中に“c.c.de”や“c.c.com”というのがあった。このドメイン名でこの代理店は、相応する部門の希望者の募集を処置しようとした。申立て人は、そのようなドメイン名の使用によって、アメリカの企業がドイツにおいて申立て人の商号権と商標権*3を侵害していると主張した。これは正当か。

加害者の行為がある国では許され、他の国では許されない場合、被害を受

*1 Vgl. B.Bachmann, Der Gerichtsstand der unerlaubten Handlung im Internet. IPRax1998, 179. zur Rechtlage in den USA s. J.Ginsburg: The Private International Law of Copyright in an Era of Technological Change, RdC273 (1998), 239, 282ff.

*2 EuGHE1995, I-415=NJW1995, 1881=ZZPLnt 1 (1996), 145 (Ruscher)-IPRax 1997, 111.

*3 Vgl. KG NJW1997, 3221.

けたと称して、あるいは実際に被害を受けた者がどの国の法廷で権利保護を求めることができるのか、また、どのような法が適用されるのか、どのような制裁が課されるかは、上で述べたどの事例でも、明らかでない。

II 加害者の裁判所・法廷承順

1 居住地もしくは会社での裁判所・法廷承認順義務

当然、被害者は加害者を普通裁判において、つまり、その住所または企業等の所在地（§ § 12, 13 ZPO: Art. 2 EuGVÜ）もしくは損害を発生させている営業所の所在地（§ 21 ZPO: Art. 5 Nr. 5 EuGVÜ）で訴えることができる。普通裁判籍については、加害者は包括的に裁判所・法廷承順義務に服する。通常は加害者はその国に財産を有しており、訴訟追行も執行もそれゆえ問題は生じない。しかしながら、被害者から見れば、普通裁判籍は大抵は外国にあることになる。ときには非常に遠い国になり、そのため訴訟追行は被害者にとって多くの困難、巨額の費用、大きな危険を伴う*4。

被害者は加害者に対して自国で訴えられないかと試みるであろう。

2 行為地での不法行為裁判籍

たいていの国では主張される不法行為による請求権のために普通裁判籍と並んで、特別裁判籍・管轄地がある。つまり、不法行為の場所である。ZPO 第32条によれば、不法行為地の裁判所が管轄権をもつ。この規定は国際的な管轄に適用されるときは、伝統的に二重の機能を持っている。EuGVÜ 第5条3項は、「損害が発生した」場所にある裁判所が管轄権を有するとしている。EuGHはこの文言を契約の自治にしたがって、損害が発生した場所の意味にも、また不法行為の発生のかきかけとなった場所とも解釈してい

* 4 Vgl. Schütze, Rechtsverfolgung im Ausland, 2. Aufl. 1998

* 5 EuGHE1976, 1735 = NJW1977, 493.

る*⁵。スイス IPRG 第129条第2項は、被告が、国内に、住所地も、常居所も、営業所も持たない場合は、行為地もしくは結果発生地で訴訟を起こすことができる」と明確に規定している。

a) あるメディア企業（出版、ラジオ、テレビ、インターネット企業）が実際具体的に不法行為をなす、即ち誤情報を発信する場所は、たいていは、企業の所在地、少なくとも営業地点の一つと一致する。被害者にとっては、行為が行われる所在地が例外的に第三国にある場合に、特別の裁判籍・管轄地が問題となる。

b) メディアの不法行為においてその上問題となるのは、加害者が実際に不法の行為を行うのはいつか、その時期を特定することで、最初に制裁のない予備行為の着手時期の特定だけではない。刑法で展開されてきた、予備行為と未遂の区別に立ち戻る必要がある。一致した見解によれば、侮辱的な記事を書いただけで、もしくは名誉毀損的な映画を制作しただけで、または企業間の競争侵害の情報や著作権を侵害するコピーを作成しただけでは不法行為裁判籍の意味で、不法行為の着手とすることにはまだ不十分である。被害者が被害を受けたことを理由に損害賠償請求を求めるときは、以上のことがいずれの場合でも当てはまる。

c) もちろんメディア不法行為では、**行為地**は従来と異なった理解の仕方をされるべきである、というのが多数の見解である。行為地とは出版社の所在地でもなければ、編集部の所在地でもなくて、情報を受け取った国の、まず、公表地、即ち**発行地**、**配布地**だというのである。その根拠として以下のことが挙げられる。メディアによる不法行為の場合には、重要なのは、行為を発信した場所ではなく、おのおの「目的とした市場」、つまり雑誌の配布や、ラジオやテレビ放送が電波を届けようとする国である。出版社やラ

ジオ局、テレビ局の行為地とは、つまり放送や新聞の届けられる場所ということになる。広く発信するに適するメディア製品を製作するだけではまだ関係者のいかなる権利も侵したことになるということになる*6。この見解に従えば、メディアによる不法行為は、配（流）布場所でのみなされうるのである。そこは行為地でもあるし、結果発生地でもあるというわけだ*7。

この解釈にあつては、加害者の本来の行為、即ち発送、印刷、販売はそれらの行為発生地での裁判管轄を基礎づけない。被害者の権利の侵害は、権利を侵害する情報を知覚した流布場所でのみ発生するからである。

この立論はしかし十分な説得力を持たない。なぜならいかなる遠隔（隔地）不法行為でも不法行為は結果発生地で完遂したことになるからである。それにもかかわらず、加害者が行為地でも行為規範を順守し、それに違反すれば、その結果に対して責任を負わなければならないことを加害者に期待したのである。行為地と結果発生地のうちどちらでも選べるのは意味がある。つまり、加害者は両地の異なる行為規範を考慮しなければならなくなり、結果発生地で、自分の行為は行為地では合法だったとか、その逆のことを引き合いに持ち出せないからである。加害者は国によって多少とも偶然に不法行為が発生するなど弁解できなくなる。加害者が計画的に国境を越えて不法行為を働く場合には、損害賠償義務を負担したくなければ、やはりもっとも厳格な行為基準を守らなければならない。このように被害者に原則として特権を与えることを除いては、メディアによる不法行為に際して、特別な取りはかりをする必要性はなにも存在しない。

* 6 So S. Löffler, Mediendelikte im IPR und IZPR, Diss. Regensburg 1999, S. 127ff., 131

* 7 So Löffler, S. 209ff.

3 結果発生地での不法行為裁判籍・管轄地

a) 上述したことに比べるとつぎに述べるのは、実際のというよりも抽象的な問題である。メディアによる不法行為にあっては行為地とともに、1ないし複数の結果発生地が存在するか否かという点である。Fiona Shevill 事件では EuGH はそれが存在するという立場から出発した。これに対して、非財産・無形的権利侵害にあっては、いかなる結果発生地も存在しないという反論が唱えられた。すなわち結果発生地というのは、権利侵害が行われた場所をいうのである。人格権に関しては、権利が特定の場所に存在するという認識を前提としているのではないか。だが、このこと、すなわち、そのような EuGH の理解は適切でない、(反論者は)いう。なぜなら、権利とその担い手、特定的人格とは区別されなければならないからだという。犠牲者の人格権はその人の居住地、滞在地にあるのではなく、無特定にどこにでも同時に存在する。それゆえ、人格権の侵害には結果発生地などは存在しない、ゆえにもっぱら行為地のみを手掛かりにできるという*⁸。

この考え方は、ただ、身体傷害または物的損害との平行関連をあまりにも文字通りに受け取りすぎている。マス・メディアによる人格の侵害では、雑誌が印刷され、市場に流布され、番組が特定のチャンネルを通して放送されただけでは、不法行為の結果発生にまで至らない。権利の侵害は第三者が雑誌を読み、放送を聞いたり見たりして初めて生じるのである。それゆえ、読み、聞き、見る場所は、被害者の人格権がその場所に存在していなければならないと観念することなしに、必然的に侵害の場所と判断される*⁹。

* 8 So S. Kubis, Internationale Zuständigkeit bei Persönlichkeits- und Immaterialgüterrechtsverletzungen, 1999, S. 122 ; auch H. Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 2. Aufl. 1996, Rdn. 205 ; ders., Die grenzüberschreitende Verletzung allgemeiner und Urheberpersönlichkeitsrechte, Ufita108 (1988), 51, 63f., 70.

* 9 G. Wagner, Ehreenschutz und Pressefreiheit im europäischen Zivilverfahrens- und Internationalen Privatrecht, RabelsZ62 (1998), 234, 277.

b) 行為地と結果発生地という概念をどのように使おうと、それとは無関係に、人格権を侵害する情報が地球的規模で流布すれば、被害者はその情報が受け取られ、聞かれまたは読まれる世界の至る所で、加害者に対して損害賠償を求めて訴えることができるか、また裁判所・法廷承順義務を特定の場所ないし国に限定するほうが、実質的に適切ではないか、という問題が生じる。筆者の考えでは、損害を与える報道または情報の公表と伝播に関しての出版社または編集局の決定が無視できる予備行為ではなく、不法行為の始まりなのである。そのように考えて初めて被害を被るかもしれない者が、出版または放送が目前に迫っていることを知ったとき、仮処分によって、時間が間に合うあいだに不作為を求めたり、逆に加害者になるかもしれない者が、消極的確認訴訟によって、その行為がそれでもなお正当であることを明らかにすることができるのである。

c) 印刷物やラジオやテレビ放送や E-Mail 広告の届いた場所に焦点を当てると、そのような「行為」が裁判所・法廷承順義務を引き起こすのは、印刷物またはラジオないしテレビ放送の**伝播**が裁判管轄国家において**目的通り**行われた場合に限られる*¹⁰。もしも技術上まちがって、放送者の意図ではない第三国に放送された場合、その国は重大な行為場所ではないことになる。航空機の乗客が、伝播国の飛行場で損害をもたらす記事の掲載された雑誌を購入し、第三国の上空もしくは、第四国に飛行機が到着してから中身を読み、それからこの雑誌を知人や友人に回し読ませたときも同様である。したがって、行為地管轄を決定するには、加害者が伝播させようと意図してい

*¹⁰ Vgl. R.Pichler, Internationale Gerichtszuständigkeit im Online Bereich, *Jahrbuch junger Zivilrechtswissenschaftler*1998, S. 229, 248 ; A. Stadler, Die internationale Durchsetzung von Gegendarstellungsansprüchen, *JZ*1994, 642, 651 ; H. Schack *Ufita* 108 (1988) , 51, 71; B. Bachmann *IPRax*1998, 179, 184ff. (Ort der Abrufbarkeit im Internet).

たり、その情報が届くであろうと予想している場所だけが重要である*11。

もちろん今日技術が発達しているので、伝播することを目的とする場所を特定するのは困難である。携帯電話の所有者に電話をかける人は、電話をかけられた者の住所は知っているのだが、電話に出たとき相手がどの国にいるかは分からない。電話をかける人は、(かけられる者の) 随意の国で電話が受領されることを絶えず考慮していなければならないのである。しかし、だからといってそれを保護する価値は本来ない。そのような場合は、それでもなお、任意の国での電話受領があるにもかかわらず被害者の偶然の一時的な滞在地は裁判管轄認忍義務を根拠づけるべきものではないであろう。

ISDN 機能を持つ電話で、自動転送装置によって携帯電話に転送するような場合、あるいは留守番電話に入っている情報を世界のどこかから遠隔録音再生するような場合も似たようなことが言える。これらの場合、加害者は第三国での情報の聞き出しによって結果発生が生じると考える必要はない*12。

d) 雑誌の場合、管轄地を根拠づける配布範囲を限定することが可能かどうかの問題がもっと重要な意味を持つ。法廷地国家での最低部数が要求されることが顧慮されるべきである*13。もしも犯罪的な内容を持つ雑誌がある国で、1冊かほんの数冊しか販売されなければ、そこでは被害者の人格権の侵害の程度は極く僅かで、計測することができないほどであろう。裁判官は甚だ瑣末なることに頓着せず、という、“*minima non curat praetor*”原則は国際的裁判管轄の問題にも適用することができるであろう。しかしながら事

*11 So BGH NJW 1977, 1590; Kubis, S. 147.

*12 Vgl. Kubis, S. 151.

*13 Vgl. Kubis, S. 158ff.

態はそのようになるとはかぎらない。たとえば、部数は少なくとも、秘密の株式市報告を発送し、ある企業や企業家についてネガティブな情報を広めた者は、そのことにより、かりにその国で1冊か2冊しか販売されていないとしても、その国では途方もない損害を引き起こすかも知れない^{*14}。それゆえ、裁判所・法廷承順義務を配布地に限定すべきではなく、当該の国における損害が現実にも極く僅かであるかぎり、そのような場合に限り、裁判所の認識権限に任せるべきである。

e) 住所が、損害を与える情報の伝播地域にあるとき、被害者は住所で訴えを起こすことを強制されねばならないかどうかは、より真剣に熟考される必要がある^{*15}。この問題に対応する不法行為の裁判管轄の制限は、ドイツ民事訴訟法 ZPO にも民事・商事事件における裁判管轄と裁判所の裁判の執行に関するヨーロッパ共同体協定 EuGVÜ にも存在しない。しかし、ドイツ刑事訴訟法 StPO 第7条第2項2文を根拠にすることができる。これによれば私訴という方法で、名誉毀損の訴追のために、印刷物が配布された地区の裁判所が管轄すると規定されている。ただし名誉を傷つけられた人物がその裁判地区に住所もしくは常居所を持っているときに限られている。括(分)散不法行為の場合、この、結果発生管轄の制限は適切であり、その制限は、被害者の利益を損なうことなしに民事訴訟法にも転用することができる。

f) もしも被害者が伝播地区に住所も所在地も持っていない場合は、管轄の集中は、主たる伝播地区でなされなければならないという見解が主張される^{*16}。選択的な株式情報の伝播の例で分かるように、すべての事件でこの

*14 Vgl. G. Wagner (Fn. 9), S. 243, 276.

*15 Vgl. Kubis, S. 162ff.

*16 So Kubis, S. 168ff.

ようなやり方で裁判管轄制限が妥当に働くわけではない。主たる伝播地区に限定することは当該の裁判所の認識権限との関連で議論の対象に値する。

III 拡（分）散不法行為の場合の裁判所の認識権限

1 いわゆるモザイク理論

出版者または編集者が出版局もしくは編集局で”行為におよんだ”ことを否定する者は、伝播場所での伝播に責任を取らせられることになるが、その場合、その伝播場所で独立した不法行為が生じたと一般的に解される傾向がある。被害者はそれゆえ拡（分）散不法為の場合は、全損害を加害者の住所または企業等の所在地（本拠地など）でのみ裁判所に請求できるのだが、不法行為の裁判管轄地ではそれぞれその裁判管轄区域内で生じた損害分しか請求できない。EuGHはフランスの例に倣って、Fiona Shevill 事件では、したがって被害者は不法行為の結果発生地の国家の法廷では、その国でこうむった損害分だけを請求できるに過ぎない、という裁判をした。それによって、不法行為の結果発生地の裁判所の認識権限は小さなものとなる^{*17}。EuGVÜ 第5条3項は国に跨る国際的な管轄とそうでないその土地の管轄とを同時に規定しているが、厳密に考えると、この理論は一つの国家の内部においても、どの裁判所管轄区域内でも、そこで生じた損害しか訴えることができないことになる。この理論の解決では、損害の不合理な細部分割を招きかねないし、結果発生地裁判管轄地を全く無効にしてしまいかねない。理論がこのようであるなら、被害者によるフォーラム・ショッピング（法廷地漁り）はやめておけと言うことになる。

他方被害者から見れば、そこで全損害を請求することができないのなら、伝播地区で訴えを起こすのは通常は割に合わない^{*18}。しかも、モザイク理

*17 Hierfür auch G. Wagner (Fn. 9), S. 243, 279ff.

*18 Pichler (Fn. 10), S. 251.

論は次のことを打ち消している。すなわち出版物、ラジオまたはテレビ放送が国際的に伝播される場合、そこには統一体としての行為が存在し、したがってそれぞれの国で生じた不法行為を分割することが完全に恣意的にみえるということを否定しているのである。被害者が特定の表明の中止または撤回を望むとき、モザイク理論はひんぱんに破綻する。なぜなら、それらの不法行為はしばしば特定の地域に限定できないからである。伝播地区または結果発生地で裁判管轄を開設するならば、被害者は拡(分)散不法行為の場合でもそれぞれの場所で全体のこうむった損害について請求できなければならないのである*19。

もちろん、この権限は以下に述べる国家に限定すべきであるかの問題は、論究に値する。つまり、損害を与えるメディアの主たる伝播地区が存在するか、または、株式情報報告のように、その数は少なくとも実質的な被害が発生した国家に限ってはどうかという議論である。

モザイク理論が、事案の連関によるところの総合管轄であると理解するのに対して、一貫した不法行為と見る立場からは、総合管轄は、制限されない認識権限の意味で裁判管轄地を開設するに当たっての論理必然的な帰結そのものである。

IV 事案における適用可能な法

不法行為の裁判管轄を開始することに関するこれまで述べた考察は、国際的な、メディアによる不法行為で適切かどうか、適用可能な法を考慮して最

*19 So Kubis, S. 141: Kreuzer Klötgen, Die Shevill-Entscheidung des EuGH; Abschaffung des Deliktsortsgerichtsstands des Art. 5 Nr. 3 EuGVÜ für ehrverletzende Streudelikte, IPRax1997, 90, 95f; auch Schack, Neue Techniken und geistiges Eigentum, JZ1998, 753, 763; a.A. B. Bachmann IPRax1998, 179, 186.

最終的に判断することができる。

なぜなら、ここで何度も言及したモザイク理論は、その起源を国際私法に持つからである*20。それが、行為地であれ、結果発生地であれ、このような不法行為の現場になるどの国家においても、それぞれの不法行為法が適用されるのだから、裁判所は無制限の認識権限でも、被害者の損害をそれぞれの伝播国で、それにそくした行為地法にしたがって独自に算出しないと、モザイク理論は教えている。個人の人格権を侵害する内容の放送が、たとえばヨーロッパ全体、ましてやほとんど全世界に近い広がりて放送された場合、提訴された裁判所は、非常な苦勞をして、途方もない費用を使ったとしても、実際にしかも結局その任務を果たすことができないであろう。そういうわけで、妥協としてつぎのようなことを提案できる。つまり出版社もしくは放送局ないし加害者の所在地の裁判所が単に無制限の認識権限を持つだけでなく、自己の固有法で全損害を算出できることとし、他のどの不法行為地の裁判所も、地域に限定した認識権限しか持たず、自己の固有法を適用しても、その地域に限定した損害分についてしか認めるべきでないとする提案である*21。

このような不法行為地の裁判（管轄）権を削減する行為はもちろん適切ではないかも知れない。被害者の無制限なフォーラム・ショッピング（法廷地漁り）を限定しようとする、個々の行為地法の適用に際して、無制限の認識権限を、損害を与えている雑誌や放送の主たる伝播地域が存在する裁判国に限定することが許されるだろう*22。もしも被害者の住所が主たる伝播地域にあるなら、被害者は住所または企業等の所在地で、自分の国の法を適用し

*20 Vgl. G. Wagner (Fn. 9), S. 243, 249, 277ff.; gegen die Mosaiktheorie H. Schack Ufital08 (1988), 51, 66f.

*21 Hierfür G. Wagner (Fn. 9), S. 256ff.

て全損害を請求することができる。もしも、被害者から見てより有利な法が適用されるなら、加害者の所在地（本拠地など）所で全損害を請求することができる。もしも国際的行為地裁判管轄を公表（された内容）が最も広まった場所とか、被害者が最大の損害をこうむった国とか、加害者が実際に活動している国とかに集中させれば、それ以外の裁判管轄を必要としない。それによってフォーラム・ショッピング（法廷地漁り）の可能性にも制限が加わる。被害者は、全損害を個々個々の可能な裁判所で、それぞれその地の法を適用して請求することができるのである。

V 仮処分による権利保護

以上論述した同様の考え方を仮処分による権利保護、とりわけ不作為を求める仮処分に適用することができる。もちろん、この場合でも加害者が既に加害行為を始めてしまったことは要求されえない。もしそのようなことになれば不作為を求める仮処分権利保護は最初から失敗に終わることになる。ドイツ民法 BGB 第1004条第1項第2号によれば、所有権者と、それとの類推で絶対的権利の所持者・占有者らは、（さらなる）損害の恐れがある場合はその不作為を求めることができる。もちろん予防的不作為請求または仮処分の請求は最初の侵害行為が始まる前に存在しなければならない。それにしたがえば予想される加害者がかなりの確率で損害を準備し、あるいは侵害しつつあることによって、管轄地が開設されねばならない。具体的な準備行動は、損害賠償請求のための不法行為裁判管轄地を正当化できなくても、相応の場所で不作為の請求をしたり、または然るべき仮処分を請求するには十分

*22 Nach neuem deutschem IPR (Art. 40 I 2, 3 EGBGB i.d.F. des Gesetzes vom 21. 5. 1999, BGBl. I1029) kann der Verletzte das Recht am Erfogsort anstelle des Rechts am Handlungsort allerdings nur im ersten Rechtszug bis zum Ende des frühen ersten Terminis oder dem Ende des schriftlichen Vorverfahrens wählen; vgl. St. Lorenz, Zivilprozessuale Konsequenzen der Neuregelung des Internationalen Deliktsrechts, NJW1999, 2215, 2216f.

である。

しかしながら残念なことに EuGVÜ で採用された逆の見解がヨーロッパ法では力を増しつつある。ヨーロッパ共同体商標法 (Markenverordnung) *²³第93条第5項と第94条第2項はすなわち商標権に関しては明確に管轄権の規定を定め、不法行為地裁判所の認識権限を国内の行為と損害に限定する。そのような規定は、国境を越える権利侵害のさいに不法行為地での効果的な権利保護にブレーキをかけてしまうし、ヨーロッパ市場の統一にも十分に適応しない*²⁴。

*²³ Verordnung/EG) Nr. 40/94des Rates über die Gemeinschaftsmarke vom20. 12. 1993, AB 1 EG1994Nr.L11/1.

*²⁴ So Kubis, S. 243

キャリア選択の過程分析 －選択・決定基準の検討－

山形 恭子

Analysis of career choice process :
the criteria used in vocational choice

This study analyzed the process of career choice through career exploration activity, to examine the criteria used in making vocational choices. Participants were senior university students who had been given informal assurances of employment by public offices (PO) or private enterprises (PE). During career exploration, most students changed their vocational criteria from economic support to finding work content that matched their aptitudes and ability. They also reported ways that they had changed personally during career exploration, in terms of their interpersonal abilities, social behaviors, self analysis, and open-mindedness. Furthermore, the results showed that there were differences in the criteria used to make vocational choices between students who chose to work in PO and PE. Most PO students regarded public goods and social service as important in job selection. Almost all PO students also reported that they continued with the job they had chosen, although only half of PE students did so. The choice to continue jobs in PO or PE also differed with gender : the results of female life plan showed that most PO students continued her jobs, but most PE students resigned her jobs for child-rearing and returned to work later. These data indicated that the self-concept, values, and life plan of the female students influenced their vocational choices.

Key words : senior students, career exploration activity, the criteria for

vocational choice, personal change, public servants.

Super (1957, 1984, 1990) はキャリア選択とその適応を生涯発達心理学の観点から個人の生涯にわたる長期の連続した発達過程のなかに体系化し、キャリア類型的研究 (career pattern study) に基づいて理論を洗練して、「人生キャリアの虹」(life-career rainbow) モデルを提唱している。彼の生涯キャリア発達の理論によれば、大学生は青年期の“探索”の生活段階 (ライフステージ life stage) に位置付けられる。この時期に彼等は自己と職業との関係を吟味して、現実社会の具体的なキャリア選択に結び付けて最適化し、次の生活段階である“確立”段階 (25~44歳)、さらに“維持”段階 (45~65歳) へと力動的に発達移行していく。キャリア選択は今日では単に青年期における進路選択や職業選択のみに限定されるのではなく、アイデンティティの確立に基づく自己実現 (Erikson, 1959; 下山, 1986) やライフスタイルとも関連する、広い内容と長期の過程を含むものとして捉えられている (川崎, 1993; 小竹・山口・吉田, 1988; 坂柳, 1990; Hackett, 1995)。キャリア選択とその適応は個人の生涯発達を視野に入れ、職業生活以外の生活領域を包含する、時間的、空間的に拡大された意味をもっているといえよう (川崎, 1993)。したがって、大学生のキャリア選択は彼等の生涯発達や人生を左右する重要な契機を成すと考えられるが、近年、我が国では青年期における職業未決定 (下山, 1986) や新規学卒者の離職率の高さ (天谷, 1993)、フリーターの増加が目撃され、キャリア選択をめぐる問題が指摘されている。本稿は生涯キャリア発達の出発点となる大学生のキャリア選択の過程を就職活動における彼等の選択・決定基準の解明を通じて縦断的に分析し、質問紙による調査から青年期におけるキャリア発達過程ならびにその規定要因を探ることを目指している。

ところで、キャリア選択に関する研究はこれまで (1) 特性一因子理論や人格理論に基づく個人特性と職業適応の関係 (Holland, 1973; Weinrach,

1984), (2) 自己概念の発達と職業選択との関連 (Ginzberg, 1984; Phillips & Imhoff, 1997; Super, 1984, 1990; 浦上, 1996; 若林・後藤・鹿内, 1983), (3) Bandura (1977, 1995) が提起した自己効力をキャリア選択へ適用する試み (Hackett, 1995; Taylor & Betz, 1983; 浦上, 1996), (4) 性差・ジェンダーとキャリア発達 (Brooks, 1984, 1990; Gutek & Larwood, 1987; 森永, 1995; Phillips & Imhoff, 1997) などの問題を中心に追求されてきた。また、最近の新しい動向として職業選択を意思決定理論の視点から捉える試みも報告されている (Gati, 1986; 下村, 1996, 1998; 吉田, 1987)。これらの多様なアプローチのなかで (2) のキャリア選択と自己概念の発達の関連性を探求した研究は、発達研究における最も重要な主題である自己発達と深く連関していることから、特に注目されてきた。この立場を代表する Super (1957, 1984, 1990) は「職業的発達に関する12命題」において適性、興味、能力、価値観などの自己概念の重要性を強調し、これらの自己概念が発達に伴って次第に明確となり、現実の職業領域における具体的な職業適性や職業興味へと翻訳されて、職業的自己概念となることを主張している (Ginzberg, 1984; 浦上, 1996)。

Super のこのような考えを踏まえて、我が国では若林・後藤・鹿内(1983)や浦上 (1996) が専門分野の異なる女子短大生を調査対象として自己概念とキャリア・職業選択との関連性を探究している。彼等は学生の専攻によって多少異なる結果をえているが、両者の間に正の相関関係を見出ししている。若林・後藤・鹿内では自己概念として (1) M-F スケール (Masculinity-Feminity scale) で測定された男らしさ・女らしさの特性, (2) 「有能性」と「協調性」, 「確実性」からなる自己能力評価, (3) 「力強さ」と「親しみやすさ」の職業自己像, (4) 「平等主義的」な社会的役割態度の8下位尺度を取り上げ、これらと職業意識に関する (1) 職業レディネス, (2) 「職務挑戦」と「人間関係」, 「労働条件」から構成された職業志向尺度, (3) 就職確信度, (4) 継続意志の6下位尺度との関連を保育系、看護系,

人文系の短大1年生を中心に検討し、専門別に職業社会化過程を検討している。また、浦上はBanduraの自己効力に焦点を当て、縦断的研究から幼児教育科と教養学科の女子短大2年生を調査対象として自己効力と就職活動の関連ならびに就職活動と自己概念の明確化について吟味している。パス解析の結果から、浦上は強い進路選択に対する自己効力が積極的な就職活動を導くこと、また、教養学科の学生では就職活動が自己概念の明確化に影響を及ぼすことを示している。

これらの若林らや浦上の研究は入学時にすでに志望職業がほぼ確定している保育系、幼児教育系や看護系の短大生と志望職業が未確定である人文系や教養学科の短大生を比較検討している。若林らは自己概念や職業意識の形成に性役割観が影響することや人文系の学生で職業レディネスが低いことなどを示し、浦上では教養学科の学生で就職活動を通じて自己概念が明確化したのが、幼児教育学科の学生ではそのような傾向が見られなかったことを明らかにしている。

しかし、若林らではキャリア選択を短大1年生の職業志向尺度や職業レディネス、性役割観などから接近し、また、浦上では就職活動を経験した短大2年生を対象としているものの、興味・価値観・能力に関する一般的な理解度の回答から把握するにとどまっていた。彼等の研究では就職活動を通してキャリア選択が如何なる基準に基づいてなされたのか、その実際の具体的な選択・決定基準の内容や就職活動に伴ってそれらの基準が現実社会との相互交渉を介して如何に変化したのか、その力動的な過程分析をおこなっていない。そこで、本調査では自由記述法によって文系4回生のキャリアの選択・決定基準を就職活動の初期と終期で調べ、キャリア選択・決定過程を探り、その基準内容と縦断的な変化を明らかにする。その際、上記の研究において専攻による相違が見られたことを考慮して、文系学生を内定先に応じて公務員内定者と企業内定者別に分け、両者を比較検討する。文系大学生では上記の短大生のように志望職種が限定されている場合と異なり、キャリア選択の

自由度が大きいと推定されるが、ここでは内定先別に結果を分析し、価値観や興味、適性などの自己概念がキャリア選択に影響するかどうかを吟味する。これまでの研究はこうした内定先別分析を試みていない。

なお、後述するように、本調査では自由記述以外に質問紙として職業志向尺度と自己評価能力測度も併用した。職業志向尺度としては若林らの職業志向尺度に「興味・好き」に関する項目を加えて、新たに筆者が作成したものを用いた。これらの尺度・測度の結果は自由記述の結果とあわせて分析されたが、本稿では自由記述の結果のみを報告する。

本研究の目的は就職活動の初期と終期におけるキャリア選択に影響した選択・決定基準を内定先別の分析を通じて検討し、その基準内容と変化の様相を解明することである。これまでの研究はキャリア選択・決定基準の就職活動の時間経過に伴う力動的な変化過程を追求していない。ここでは就職活動の初期と終期における具体的な選択・決定基準とその変化を就職活動を実際に経験した文系4回生を調査対象として検討し、如何なる基準に基づいてキャリア選択がおこなわれたのかを内定先別に明らかにする。

方 法

調査対象者 国立大学文法経学部4回生305名。彼等にアンケート用紙を郵送または手渡しし、約1週間後までに記入して返却するように依頼した。70名が返却し、回収率は23%であった。依頼時期が2月であったために、卒業を控えて、学生の不在が多く、低い回収率であった。回答の不備なものや就職未決定者を除き、本分析では57名（男子34名、女子23名）の資料を分析した。その内訳は所属学部別に文学部8名、法学部37名、経済学部12名であった。本研究ではこれらの調査対象者を就職内定先別に公務員と民間企業に分けて結果を整理した。公務員内定者は22名（男子13名、女子9名）、民間企業内定者は35名（男子21名、女子14名）であり（以下、各々を公（PO）

と民 (PE) と略記する), 公と民に内定した学生の割合は各々38.6%と61.4%であった。学部別では文学部 12.5%と87.5%, 法学部 54.1%と45.9%, 経済学部 8.3%と91.7%であり, 法学部学生では公に内定した者が多かった。

質問紙の構成 質問紙は(1)自由記述項目と(2)職業志向尺度,(3)自己評価能力測度から成る。これらを冊子にまとめて質問紙を作り, 配布した。自由記述項目は次に挙げる質問項目から構成され, これらの質問項目に対してできるだけ詳細に記述することを求めた。質問項目は以下の通りである。

- (1) 就職活動初期における職業観と希望のキャリアの選択基準。
- (2) 就職活動を通じてのキャリア選択基準の変化の有無とその理由。
- (3) 内定の有無。
- (4) 就職活動終期におけるキャリア決定基準。
- (5) 内定先に対する就業継続意思。
- (6) 就職活動を通じての自己変容の有無とその変容側面。
- (7) 女子学生に対するライフプランに関する質問項目。

なお,(7)に関しては安達(1998)の使用した以下の8選択肢を採用し, 現在の考えに最も近いものを一つ選択するように求めた。選択肢は次の通りである。1. 就職しないで結婚し, 一生仕事には就かない。2. 就職し, 結婚して仕事をやめる。3. 就職し, 結婚し, 出産して仕事をやめる。4. 就職し, 結婚して仕事をやめ, 子育て後, 再就職する。5. 就職し, 結婚し, 出産して仕事をやめ, 子育て後, 再就職する。6. 就職し, 結婚し, 出産し, 仕事を続ける。7. 就職し, 結婚し, 出産しないで仕事を続ける。8. 就職し, 結婚しないで仕事を続ける。

職業志向尺度に関しては若林・後藤・鹿内(1983)の労働条件, 人間関係ならびに職務挑戦から成る30項目に, 筆者が新たに興味・好みに関係する6項目を追加し, 合計36項目から成る尺度を構成した。調査対象者はこれらの

質問項目に5件法（「非常にあってほしい」から「普通以下でよい」）で回答した。同様に、自己評価能力尺度も有能性と協調性、确实性を測定する項目から成る若林・後藤・鹿内（1983）のものを使用した。この尺度に対しては7件法（「非常にそなわっている」から「どちらともいえない」を経て「非常に欠けている」）で回答を求めた。なお、本稿では職業志向尺度と自己評価能力尺度の結果は紙数の関係上、報告せず、自由記述の結果のみを述べる。

結果の分析 資料の分析ではまず最初に自由記述の設問毎に調査対象者の回答をKJ法を用いて分類し、分析カテゴリーを決定した。次に、これらのカテゴリーの出現数を調査対象者毎に調べてその出現頻度を算出し、さらに対象者数に基づいて出現頻度%を出して結果とした。その際、調査対象者が複数のカテゴリーに回答した場合にはそれらのすべてをカウントし、各カテゴリーの出現頻度に算入した。

結 果

1. 就職活動初期におけるキャリア選択基準

就職活動初期にキャリア選択基準として挙げられたカテゴリー項目を調べ、その主要な項目と出現率の結果をTable 1に示す。主要な項目としては

Table 1 就職活動初期における選択基準
(人数%)

選択基準項目	
自立	45.6
能力・特技・適性	26.3
興味・好き	24.6
安定性・高い評価	21.1
公益・社会に役立つ	15.8
消極的	8.8
やりがい	5.3
その他	14.3

自立（経済的独立・生活上の必要性）のために当然と回答した場合が最も多く、次に適性・能力・特技を生かす、または、自分の興味・好きなことに関連する、安定性・高い評価、公益（社会に役立つ）が多かった。その他の項目に地元で就職する、仕事ではなく趣味に生きるなどが含まれていた。次

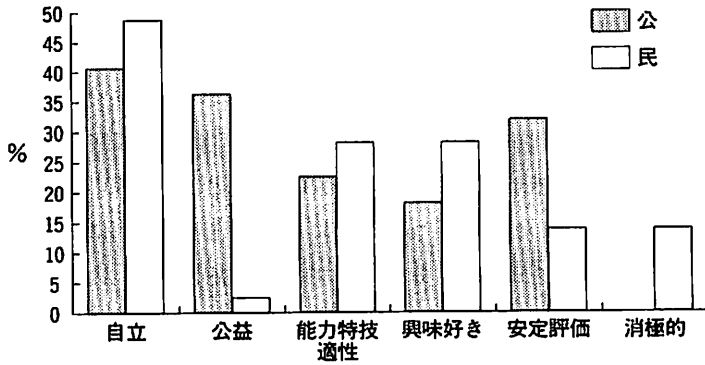


Figure 1 就職活動初期における就職内定先別選択基準の分析 (人数%)

に、これらの結果を公民別に分析した結果を Figure 1 に挙げる。Figure 1 では公民両者で自立が多いが、公益と安定性・高い社会的評価（安定評価）は民よりも公で多かった。特に公益においては公と民の間に有意な差が統計的にえられ、公の公益が民よりも多いことが示された（両側検定、 $\chi^2(1) = 9.025, p < .05$ ）。また、興味・好きでは民が公よりも多いように見えるが、しかし、統計的には有意な差がえられなかった。なお、民では大学院進学希望や家庭の事情から就職することに対して消極的な態度を表明した学生も見られた。ただし、性別分析では男女で差が認められず、上記と同様な自立、適性・能力・特技、興味・好き、安定評価などの項目が多かった。

以上の結果から、就職活動の初期にはキャリア選択の基準として卒業後の自立のための最も多く挙げられ、次いで適性・能力・特技、興味・好き、安定性や社会評価の高い大企業などが見られたことが判明した。また、公志望の学生では公益や社会に役立つ仕事を希望しているものの、具体的な職種はまだ特定できていないことも窺われた。これらの結果は学生がこの時期にまだ自己のキャリア選択を限定するまでに到らず、漠然とした一般的な選択基準にとどまっていることを示唆している。なお、大部分の学生は就職活動に

積極的であったが、しかし、消極的な学生も少数ながら見受けられた。

2. キャリア選択基準の変化

就職活動に伴ってキャリア選択基準に変化が見られたかどうかに関する質問では、変化有りが49.1%、変化なしが49.1%、その他（無反応）1.8%であった。半数の学生に基準変化が認められた。同様な傾向が公民別分析においても見られ、公では変化有りが45.5%、民では51.4%であり、いずれも約半数の学生において基準変化が窺われた。また、性別分析では変化有りが男子35.3%、女子69.6%であった。女子学生では基準変化の報告が男子学生に比較して多い傾向がえられた（両側検定、 $\chi^2(1) = 6.447, p < .10$ ）。

基準変化の理由とその出現率を Table 2 に示す。基準変化の理由としては適性・好きが最も多く、次いで安定した生活・地元（転勤などの不安定な生活を回避したい）や仕事内容重視、企業不信・不適（就職活動を通して企業の態度や営利競争主義に嫌悪を感じ、企業が自分に適さないと判断するなど）が挙げられた。なお、その他の項目には自分を必要としてくれる企業に入社、面接者との関係、資格をえるためなどが含まれている。また、公民別分析（Table 2）では企業不信と業種明確化（具体的に業種や職種が明確になる）が民よりも公で多く見られたが、統計的には有意でなかった。他方、民には希望しない企業に内定し、止むを得ずなどの他律的な理由を挙げた学生も含まれていた。性別分析では企業不信、適性、安定した生活において性

Table 2 基準変化有りの場合の理由と出現率（人数%）

基準変化の理由	全体	公	民
企業不信	10.7	30.0	0.0
適性・好き	39.3	40.0	38.9
仕事内容	17.9	10.0	22.2
安定した生活・地元	17.9	30.0	11.1
業種明確化	17.9	30.0	11.1
他律	14.3	0.0	22.2
その他	17.9	0.0	27.8

Table 3 就職活動初期と終期における基準変化の公民別内訳

初 期	終 期	出現率	初 期	終 期	出現率
公	→ 公	30.0	民	→ 民	88.9
公・民	→ 公	20.0	公・民	→ 民	5.6
民	→ 公	50.0	公	→ 民	5.6

差があるように見受けられるが、統計的には有意でなかった。

これらの基準変化を公民別に就職活動の初期と終期で検討した結果を Table 3 に示す。就職活動初期の希望就職先は公16名、公民（両者の就職活動をおこなう）4名、民37名であったが、最終的には公22名、民35名となり、そのなかで変化有りを報告した学生は公が10名、民が18名であった。Table 3 から明らかなように、就職活動初期に民を希望していた学生の88.9%が民に決定したが、それに対して就職活動初期に公を希望していた学生の30.0%のみが公に決定し、公民または民から公へ変更した学生が70.0%を占めた。公から民への変更はごくわずかであった。変更の理由としては Table 2 から企業不信、安定性や業種の明確化が関係していると推定される。また、統計的に有意ではないが、これらの項目において女子がや、多く、男子よりも女

Table 4 就職活動終期における決定基準
(人数%)

決定基準	全体
仕事内容	43.9
適性・能力	29.8
社会・地元貢献	26.3
安定性・就業条件	19.3
雰囲気	7.0
将来性	5.3
技術資格習得	5.3
早期内定	3.5
人との繋がり	3.5
その他	8.8

子において基準変化が多く見られた
前述の結果はこれらの理由に依拠していると考えられる。

以上の結果は半数の学生が就職活動を通して基準を変更したことを示しているが、彼等は具体的な仕事内容や自己と職業との適性・好みを考慮する方向に変化したことが明らかになった。また、これらの選択基準を変更した学生のなかで企業不信や安定した生活志向から公民または民

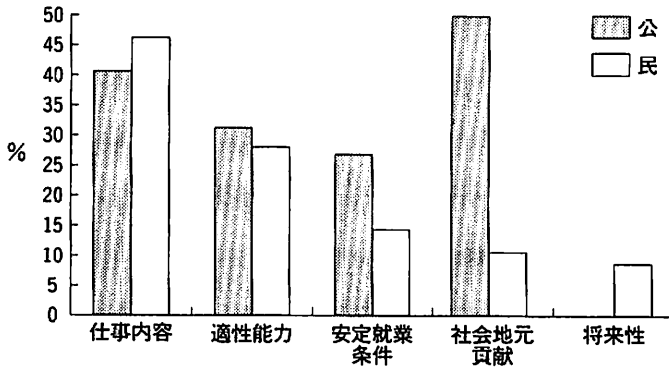


Figure 2 就職活動終期におけるキャリア決定基準 (人数%)

から公へ変更した学生が見られたことは注目に値する。

3. 就職活動終期におけるキャリア決定基準

就職活動終期に就職先を決定した際の基準（決定基準）に関する結果を Table 4 に示す。本調査の多数の学生が複数の内定をえたが、この質問項目においては最終的に決めた就職先に関する決定基準を回答するように求めた。結果は仕事内容、適性・能力、社会・地元貢献、安定・就業条件が多い。さらに、公民別分析をおこなったところ (Figure 2)、公民両者において仕事内容や適性・能力が同程度に見られた。しかしながら、社会・地元貢献においては公が民よりも多く、統計的に有意な差がえられた (両側検定, $\chi^2(1) = 8.471, p < .05$)。また、安定・就業条件もや、公で多いように見受けられるが、有意差はえられなかった。

就職活動終期には仕事内容が決定基準として重視され、学生は具体的に職業を把握可能となるとともに、あわせて自己の適性・能力や安定性が考慮されたことがわかった。また、就職活動初期に公では民よりも公益が重要視されたが、就職活動終期においても同様な社会貢献や地元貢献が頻出した。

Table 5 内定先に対する就業継続意思 (人数%)

	全体	公	民
継続	67.9	91.3	51.52
暫く	5.4	0.0	9.09
適不適	12.5	0.0	21.21
キャリアアップ	1.8	0.0	3.0
無反応	3.6	8.7	0.0

Table 6 自己変容を報告した割合 (人数%)

	全体	公	民
変化有	80.7	68.2	88.6
変化無	7.0	18.2	0.0
無反応	14.0	18.2	11.4

$\chi^2(1) = 7.782, p < .05$). また、民では就業後に適不適を見極める、しばらく勤務して考えるが3割を占めた。なお、この両項目は同一内容を指していると推定されるが、いちおうここでは別個の項目として扱った。その他にキャリアアップを挙げた学生も見られた。性別分析では継続意思を表明した学生は男子67.6%、女子69.6%であり、全体としては性差は見られなかった。

民の継続意思が半数にとどまった結果に関しては、Table 2から民における就業条件の厳しさや転勤などの不安定な生活、他律的なキャリア決定が影響している可能性が推定される。民では公に比較して、学生が勤務実態を厳しいものとして受け止めており、継続可能性を就業後に判断する傾向が認められた。

5. 自己変容とその内容分析

就職活動を通じて自己の成長・変容が見られたかどうかの質問に対する回答では (Table 6)、変容有りと答えた学生が80.7%、なし7.0%であり、大部分の学生が自己成長・変容を報告した。Table 7に自己変容の内容を詳しく分析した結果を示す。コミュニケーション・対人能力が最も多く挙げら

4. 継続意思

内定先に対する就業継続意思の結果を Table 5 に示す。全体では半数以上の66.7%の学生が継続を表明している。しかし、公民別分析 (Table 5) を見ると、公の継続意思が9割以上を占めたのに対して、民の継続意思は半数にとどまり、大きな違いが見られた。両者の差は統計的に有意であった (両側検定、

Table 7 自己変容の内容分析 (人数%)

変容内容	全体	公	民
視野拡がり	15.2	20.0	12.9
対人能力	28.3	33.3	25.8
自己分析	19.6	20.0	19.4
社会的行動	23.9	33.3	19.4
否定的	8.7	6.7	9.7
将来熟慮	8.7	6.7	9.7
精神的強さ	10.9	0.0	16.1
自信	6.5	6.7	6.5
その他	6.5	0.0	9.7

れ、次いで社会的行動(社会人としてふさわしい行動)の習得, 自己分析, 視野の拡がりが続いた。その他として精神的な強さや自信を持ったなども報告されている。これらはいずれも肯定的なプラス方向への変容を示して

いるが、しかし、自信喪失のような否定的なマイナス方向への変容も少数ながら報告されている。なお、公民別分析 (Table 7) では公民両者の間に自己の成長・変容に違いが見られなかった。また、性別分析においても男女差がなかった。

以上の結果から、就職活動は学生にとって社会と真剣に関わる最初の窓口であるが、自己変容や成長のためのプラスの機会を提供したといえよう。しかしながら、就職活動の不成功や希望の職業に決定しなかった場合においては学生が自信を喪失し、マイナスの効果をもたらすことも認められた。

6. 女子学生のライフプランに関する分析

女子学生のライフプランに関する回答結果を Table 8 に示す。8 選択肢のなかで1, 2, 4, 7が選択されなかったため、それらの項目を除き、回答が与えられた選択肢の結果のみを挙げた。結果は結婚、出産して継続が最多であったが、次いで結婚、出産後辞職、子育て後に再就職が多い。公民別分析

Table 8 女子学生の就労に関するライフプランの分析 (人数%)

	全体	公	民
就職結婚出産辞職	8.7	11.1	7.1
就職結婚出産辞職, 子育て後再就職	34.8	0.0	57.1
就職結婚出産, 継続	43.5	78.8	21.4
就職結婚せず, 継続	4.3	0.0	14.3

では結婚、出産して継続が公において80%近くを占め、民との有意差が見られた(片側検定, $\chi^2(1) = 4.971, p < .05$). 民では継続が21%にとどまったが、他方、子育て後に再就職が60%を占め、公民の間に大きな違いが見られた(片側検定, $\chi^2(1) = 5.569, p < .02$). また、出産後辞職と結婚せず継続も見られたが、前者は公民でほぼ同程度、後者は民でのみ出現した。

これらの結果は学生自身が公では就労を継続するための条件が整備され、継続が可能であるが、他方、民ではそのような条件整備が十分でなく、また、女性の就業に対する企業理解が欠けており、結婚、出産して継続することが困難であることを認識して、キャリア選択をおこなっている可能性を示唆している。

考 察

本調査では就職活動の初期と終期におけるキャリア選択・決定基準とその変化を内定先別に分けて検討した。結果から、選択・決定基準は就職活動に伴って自立のためから仕事内容や能力・適性を重視するようになり、自己と職業の適合性を考慮する方向に変化したことが示された。こうした基準変化は、性差や内定先別の分析に関係なく、半数の学生で見られた。さらに、内定先別に選択・決定基準の結果を分析したところ、公においては選択・決定基準として就職活動の初期に公益が、終期に社会地元貢献が採用され、公民間に顕著な違いが認められた。これは公内定者が必ずしも安定性や就業条件のみに依拠してキャリア選択をおこなったのではなく、利潤追求や競争主義よりも公益や社会地元貢献を強く志向したことを明示している。特に、民から公へ志望を変更した学生において企業の自己利益を追求する姿勢への批判や企業不信を理由に挙げた者が見られ、職業選択にこうした価値観が大きく影響したことが窺われた。以上の結果は学生が就職活動初期に必ずしも自分に適合した職種を把握できておらず、就職活動を通じて現実の具体的な職業と

能力・興味・適性・価値観などの自己概念を突き合わせて、職種を限定していく様子を明らかにしている。

ところで、公民間の違いは上記の基準分析で認められただけでなく、継続意志の結果においても見い出された。公では継続意志を表明した者が9割を占めたが、一方、民では半数にとどまった。民内定者のなかには第一志望でない企業に内定し、止むをえず就職を決めた学生（他律的理由を挙げた）が含まれていた。彼等においては内定企業への継続意志は必ずしも強固でないと思われる。また、民では就業後に適不適を考慮するとの回答も見られ、彼等が入社後の企業への適応について不安を抱いていることが窺われた。こうした継続意志の結果は最近の新規学卒者の高い離職率に繋がるものと推定され、本調査対象者の入社後の動向が注目されるところである。

さらに、女子学生のライフプランに関する意識を尋ねた項目において公民別で異なった結果がえられた。公に内定した女子学生では「結婚、出産しても継続」の選択肢を選んだ者が8割と多かったが、民内定者では「子育て後に再就職」を選んだ者が6割を占め、公民間に大きな違いが見られた。民に内定した女子学生は女性の就労行動のパターンとしてよく知られている、いわゆるM字型の就労を志向していた。一般に民では女性の就業に困難が伴い、就業継続の条件整備が十分とはいえない場合が多い。彼女達はそのような事情を承知した上で自己のライフプランにしたがって民を選択したと解される。女子学生は自己の将来の生き方、ライフプランを勘案し、公民の職業選択をおこなったのであろう。これらの公民分析の結果はキャリア選択が個人のライフスタイルや価値観、ライフプランと強く結び付き、それらを色濃く反映していることを示している。特に、上記の女子学生では子育てを如何に位置付けるかによって公民選択に違いが見られたことは興味深い。

ところで、本調査では選択・決定基準の変化に関する質問以外に、自己変容についても尋ねた。結果は8割の学生が変化を報告し、対人能力や社会的行動、視野の拡がり、自己の将来を熟慮するなどの変化を挙げた。これらは

いずれもプラス方向の変容を示しているが、しかし、マイナスの変化を報告した学生も少数ながら見受けられた。否定的変容を挙げた学生では昨今の不況に伴う雇用情勢の厳しさに多大な影響を受けた可能性が考えられる。就職活動は現実社会との接触を介して広く学生の自己概念や行動様式、ライフプランや将来の熟慮などの多方面にわたる自己探求や自己理解、自己変容をもたらす重要な契機と位置付けられる。

本稿では自由記述の分析結果のみを報告したが、最後に、本研究の問題点や今後の課題について若干指摘しておきたい。本調査ではキャリア選択・決定基準を就職活動の初期と終期に関して検討したが、就職活動の終期に調査をおこなったために、就職活動初期に関する回答は終期の時点からの回想に基づいていた。実際のキャリア選択に関する意識を正確に把握するためには就職活動初期の時点における調査を実施する必要があるだろう。また、調査の精緻化を計るためには自由記述といった探索的方法でなく、それを発展させて質問項目から成る質問紙を作成することも要請されよう。これらの方法上の改善をおこなって、今後は多数の資料収集に基づいて大学生のキャリア選択過程ならびに卒業後のキャリア発達に関して自己概念の発達との関連の下に検討を加え、キャリア選択・決定に影響する要因を解明することが求められている。

引用文献

- 足立明久 1990 “自己概念の職業的用語への翻訳”の過程に関する認知構造 進路指導研究, 11, 1-9.
- 安達智子 1998 大学生の就業動機測定を試み 実験社会心理学研究, 38, 172-182.
- 天谷 正 1993 若者の職業意識 青少年問題, 40, 28-35.
- Bandura, A. 1977 Self-efficacy : Toward a unifying theory of behavioral change. Psychological Review, 84, 191-214.
- Bandura, A. 1995 *Self-efficacy in changing societies*. Cambridge University Press.

- 本明寛・野口京子（監訳）1997 激動社会の中の自己効力 金子書房
- Brooks, L. 1984 Counseling special groups : Women and ethnic minorities. In D. Brown, L. Brooks & Associates (Eds.), *Career choice and development : Applying contemporary theories to practice*. San Francisco, CA : Jossey Bass. Pp. 355-368.
- Gati, I. 1986 Making career decision : A sequential elimination approach. *Journal of Counseling Psychology*, 33, 408-417.
- Ginzberg, E. 1984 Career development. In D. Brown, L. Brooks & Associates (Eds.), *Career choice and development : Applying contemporary theories to practice..* San Francisco, CA : Jossey Bass. Pp. 169-191.
- Gutek, B.A., & Larwood, L. 1987 Introduction : Women's careers are important and different. In B.A. Gutek & L. Larwood (Eds.) *Women's career development*. Beverly Hills, CA : Sage. Pp. 7-14.
- Hackett, G. 1995 職業選択と発達における自己効力 バンデューラ, A（編著）本明寛・野口京子（監訳）1997 激動社会の中の自己効力 金子書房 第8章 Pp. 205-229.
- Holland, J.L. 1973 *Making vocational choices : A theory of careers*. Englewood Cliffs, N.J. : Prentice-Hall.
- 森永康子 1995 女性の就労行動に関する一考察 心理学評論, 38, 424-440.
- Phillips, S. D., & Imhoff, A. R. 1997 Women and career development : A decade of research. *Annual Review of Psychology*, 48, 31-59.
- 坂柳恒夫 1990 進路指導におけるキャリア発達の理論 愛知教育大学研究報告, 30, 141-155.
- 下村英雄 1996 大学生の職業選択における情報探索方略—職業的意志決定理論によるアプローチ 教育心理学研究, 44, 145-155.
- 下村英雄 1998 大学生の職業選択における決定方略学習の効果 教育心理学研究, 46, 193-202.
- 下山晴彦 1986 大学生の職業未決定の研究 教育心理学研究, 34, 20-30.
- Super, D.E. 1957 *The psychology of careers*. New York : Harper & Brothers.
- 日本職業指導学会（訳）1960 職業生活の心理学 誠信書房
- Super, D.E. 1984 Career and life development. In D. Brown, L. Brooks and Associates (Eds.) *Career choice and development*. San Francisco, CA : Jossey Bass. Pp. 192-234.
- Super, D.E. 1990 A life-span, life-space approach to career development. In D. Brown, L. Brooks and Associates (Eds.), *Career choice and development*. San Francisco : Jossey-Bass. Pp. 197-261.
- Taylor, K.M., & Betz, N.E. 1983 Applications of self-efficacy theory to the understanding and treatment of career indecision. *Journal of Vocational Behavior*,

- 22, 63-81.
- 浦上昌則 1996 女子短大生の職業選択過程についての研究—進路選択に対する自己効力, 就職活動, 自己概念の関連から— 教育心理学研究, 44, 195-203.
- 若林 満・後藤宗理・鹿内啓子 1983 職業レディネスと職業選択の構造—保育系, 看護系, 人文系女子短大生における自己概念と職業意識との関連— 名古屋大学教育学部紀要, 30, 63-98.
- Weinrach, S.G. 1984 Determinants of vocational choice: Holland's theory. In D.Brown, L.Brooks, & Associates (Eds.) *Career choice and development*. San Francisco, CA: Jossey Bass. Pp. 61-93.
- 吉田明子 1987 進路決定における意思決定過程の学習の効果 進路指導研究, 8, 1-16.